

# I 公費負担の対象とその限度額

		公費負担の対象	公費負担の限度額	
選挙運動用自動車の使用	1	一般運送契約 (ハイヤー等)  選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額 (同一の日については1台に限る)	各日について64,500円	
	2 その他の契約	ア 自動車借入れ契約 (レンタル)  選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額 (同一の日については1台に限る)	各日について16,100円	① 契約の相手方が生計を一にする親族である場合には、その者が当該契約に係る業務を業として行う者に限る。 ② 選挙運動期間中で1(一般運送契約)を選択した日は2(その他の契約)の計算では選挙運動の日数から除いて計算する。
		イ 燃料供給の契約  選挙運動用自動車に供給した燃料の代金 (燃料供給契約を締結した選挙運動用自動車に供給したものに限る。)	7,700円×選挙運動日数  ※各日における上限はありません。	
		ウ 運転手雇用の契約  選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額 (同一の日については1人に限る)	各日について12,500円	
ポスターの作成	当該候補者を通じて、作成単価(右に示した単価の限度額以内)に作成枚数を乗じた金額 (ポスター掲示場数：127箇所)	作成単価の限度額 $\frac{316,250円 + 586円88銭 \times 127箇所}{ポスター掲示場数 127箇所} = 3,078$ 円 (1円未満の端数は切上げ)		
ビラの作成	当該候補者を通じて、作成単価(右に示した単価の限度額以内)に作成枚数(4,000枚を限度)を乗じた金額	作成単価の限度額 = 1枚当たり8円38銭		